

災害時におけるレンタル用品の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社福山営業所（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル用品の提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する発電機器、投光・照明機器、送風・空調機器、トイレ、安全保安用品、車両その他の用品（以下「用品等」という。）の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において用品等が必要な場合は、乙に対し用品等の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに口頭により要請した内容を書面で提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合は、用品等の優先的な提供及び運搬に協力するものとする。

2 乙は、用品等の提供を実施したときは、災害時における用品等の提供についての書面を甲に提出するものとする。

3 乙は、用品等の供給可能な体制の維持に努めるものとする。

4 乙は、災害の影響により、用品等の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対応について甲と協議するものとする。

（用品等の引渡し）

第4条 用品等の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、甲は、当該引渡場所に甲が指定する者を派遣し、用品等を確認の上で引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 用品等の使用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に係る費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

（用品等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した用品等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(庶務窓口)

第7条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては日立建機日本株式会社福山営業所において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年(令和3年) 7月 26日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市曙町六丁目13番21号
日立建機日本株式会社福山営業所
福山営業所長 山田 克彦